

ID: 754

担当部署: 建設水道課

処分の概要	連結料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第48条の7の規定により、条例の定めによる。 (連結料の徴収) 第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。 2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日